

第5期 安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

平成24年度～平成26年度

概要版

元気・いきいき・健康長寿都市



本計画の策定にあたって以下の機会を設け、幅広い関係者の皆様からの意見を参考に計画づくりを行いました。ご協力ありがとうございました。

- ・ 策定委員会の開催
- ・ アンケート調査の実施
- ・ 県との連携
- ・ パブリックコメントの実施

島根県 安来市

平成24年3月

■ 計画策定の趣旨

平成12年に介護保険制度が始まって、4期(12年)が経過しました。介護保険法の一部改正を受け、平成26年度を目標に「地域包括ケア(地域における住まい、介護、医療、福祉の一体的提供)システムの構築」を推進することが確認されました。本計画は、その達成に向けた最終段階として位置づけられ、安来市においても「地域包括ケアシステムの構築」が求められています。

また、将来の人口推計において、第5期計画期間中には、高齢者比率が30%を超えると見込まれる本市の現状を考えると、元気な高齢者が地域活動の担い手として活躍したり、生きがい活動、社会貢献活動などに参画することが、市全体の活性化に欠かせない視点です。

本計画は、以上のような視点を大切にして、元気な高齢者から介護を必要としている高齢者まで、全ての高齢者が「住んで良かった」と思える安来市の実現をめざして策定するものです。

■ 計画の期間

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度目標
目標に向けた動き	介護保険制度の大幅な見直し			目標達成への軌道修正・制度改正の推進強化			目標の達成と超高齢社会への基盤整備		
第3期計画(当初)	→								
第4期計画(中間)				→					
第5期計画(最終)							→		

(本計画) 第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る最終段階

■ 計画の基本的な考え方

本計画では、全ての高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭でいきいきと住み続けられるよう、「自活」「共助」「公助」のバランスを考慮しながら、住民ニーズに応じた弾力的な運用を進めます。

●元気な高齢者

高齢者が、生きがいを感じたり、活躍できる環境づくりを促進し、健康づくりや介護予防事業により、いつまでも元気が持続するよう支援します。

●社会生活に多少不安や不都合を抱える高齢者

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域住民による見守りや支え合いを充実させ、介護予防事業を推進することで、安心・いきいき生活を支援します。

●介護が必要な高齢者

本人の自立や在宅生活の支援をし、要介護度や介護負担の軽減につながるよう、様々なサービスを提供します。

基本理念

元気・いきいき・健康長寿都市

3つの基本目標と主な施策の内容

いきいき元気生活の実現

- 1 介護予防事業の推進
- 2 生きがいつくり・社会参加活動の推進

- ・健康づくり事業等の予防事業の普及啓発と定着化の推進
- ・地域介護予防活動支援
- ・老人クラブ活動や世代間交流活動の支援
- ・シルバー人材センターへの活動支援

安心・安全生活の実現

- 1 地域生活支援体制の充実
- 2 認知症対策の推進
- 3 虐待防止と権利擁護
- 4 家族介護支援
- 5 住みよいまちづくり



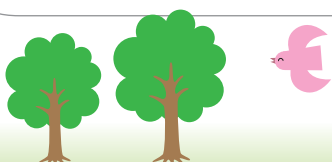
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・地域ネットワークの構築
- ・認知症に対する理解の促進や介護者家族の支援
- ・成年後見制度の利用支援や権利擁護相談窓口の設置
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や移動手手段の確保

持続可能な介護保険事業の実現

- 1 居宅介護サービス
- 2 地域密着型サービス
- 3 施設介護サービス
- 4 介護保険事業費の見込み
- 5 介護保険事業の円滑な運営
- 6 市町村特別給付の実施
- 7 各事業の点検・評価の徹底

- ・認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護の日常生活圏域[※]ごとの整備
- ・介護給付費・介護予防給付費・地域支援事業費の見込み
- ・介護給付適正化に向けた取り組み
- ・ケアマネジャーの育成・資質の向上
- ・相談体制・苦情対応の充実
- ・介護保険運営協議会の設置

※日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、第3期計画より旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町の3つを単位としています。



重点事業 ～地域包括ケアシステムの構築をめざして～

本格的な高齢社会を迎える中で、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、安来市の実情にあわせた地域包括ケアシステム(地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供)の構築が必要です。

平成26年度までの重点事業を下記のとおりとし、段階的に取り組んでいきます。

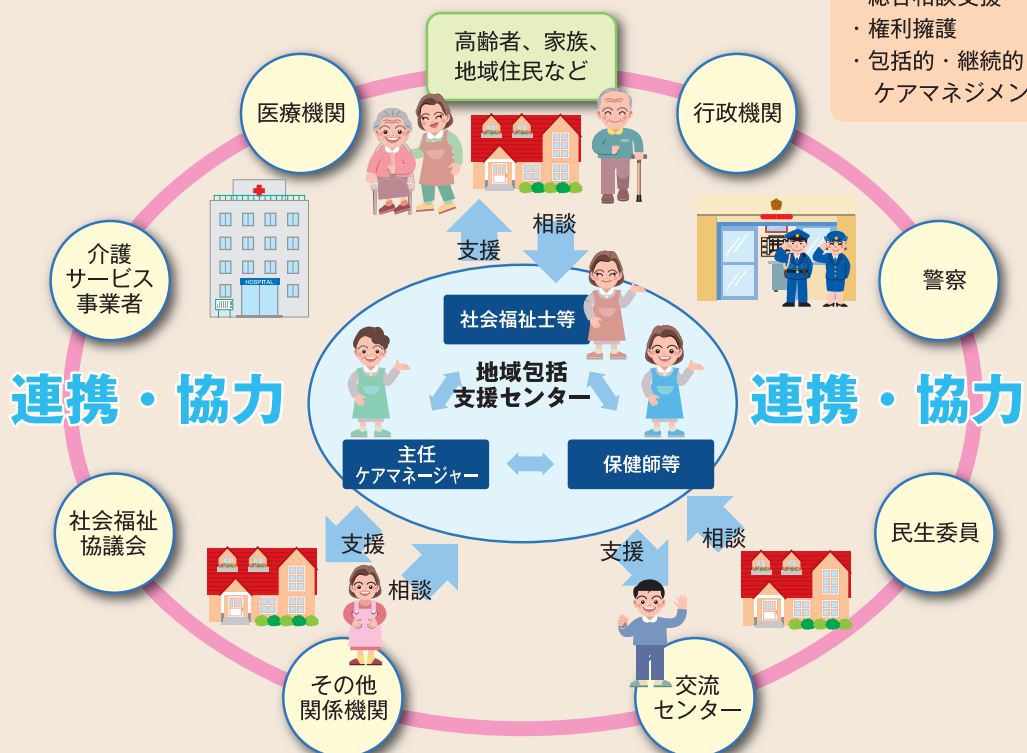
重点事業 1 地域包括支援センターの増設

(機能強化)

地域包括支援センターは、身近な相談窓口であり、地域包括支援ネットワークを構築する重要な役割を担っています。

安来市では、現在1か所設置していますが、日常生活圏域ごとに1か所程度設置することをめざし、機能の一層の充実を図ります。

～地域包括ケア体制のイメージ図～ (地域ネットワークの構築)



重点事業2 地域のネットワークづくりに関するモデル地区活動の実施

(地域支え合い活動の推進)

安来市内には、お互い様の精神のもと助け合い活動を活発に行っている地域もあります。安来市固有の地域包括ケアシステムを構築するため、地域内での高齢者の見守りなどを中心として地域でのネットワークづくりに関する事業を推進し、高齢者が住みやすい地域づくりに努めます。

重点事業3 地域住民への認知症に対する正しい知識の普及・啓発

(認知症対策の推進)

在宅生活を困難にする大きな原因の一つが認知症です。認知症予防教室などの一層の充実を図ることで、予防に努めます。

また、認知症については、地域住民の理解や見守りが必要不可欠です。認知症の正しい知識と理解の輪を広げるとともに、地域包括支援センターが中心となり地域全体で認知症高齢者を支えるしくみを構築します。

●地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支える業務を行っています。

◎自立して生活できるよう支援します

要支援1.2と認定された人が介護保険の介護予防サービスを利用する際にケアマネジメントを行います。また支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などに対し、介護予防事業の利用について支援します。

◎高齢者に関してご相談ください

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩み、また健康や福祉、医療や生活に関することなどに対応します。

◎高齢者の権利を守ります

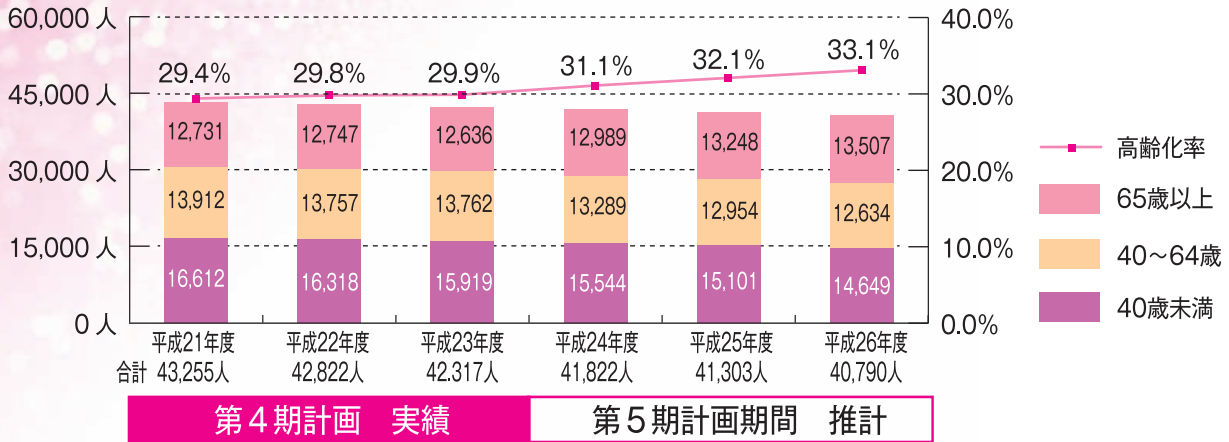
高齢者の皆さんが安心していきいきと暮らすために、成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害の予防などに対応します。

◎暮らしやすい地域をつくれます

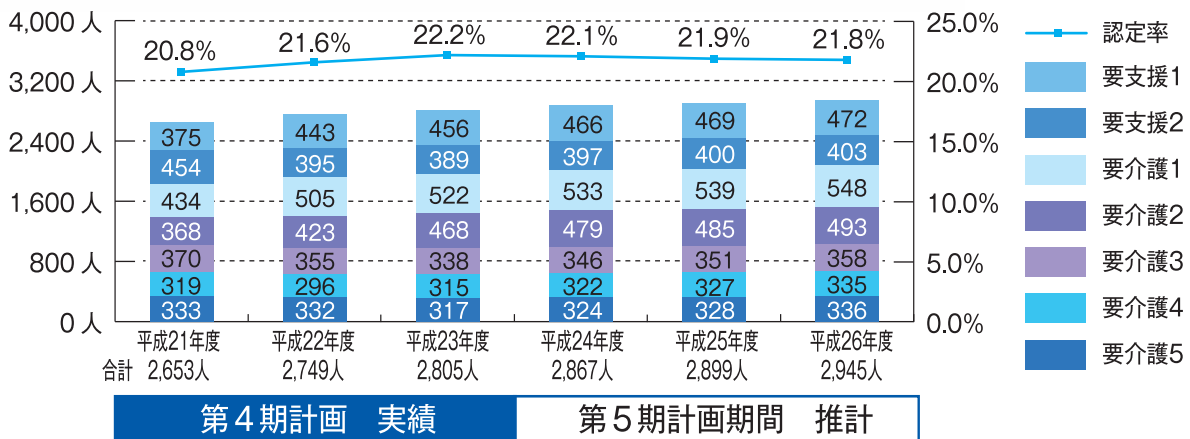
皆さんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者の皆さんにとってより暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりに力を入れます。

安来市の現状と今後

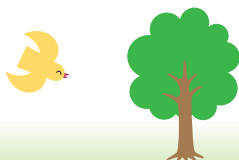
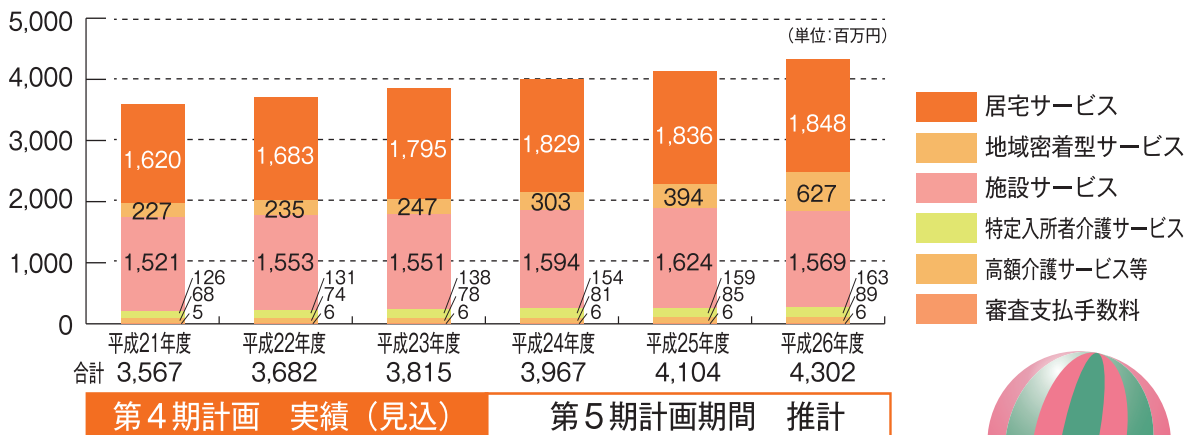
●人口推計



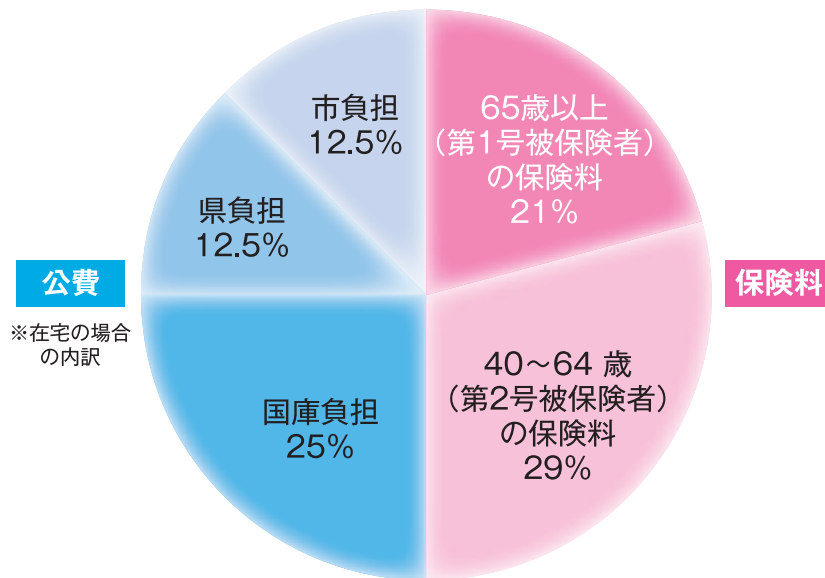
●認定者数の推計



●介護保険事業費の見込み



■ 介護保険の財源の内訳



介護保険サービス利用者と給付費の増加、介護報酬の改定等により介護保険料が基準月額4,900円となりました。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

■ 65歳以上の方の介護保険料

第4期計画(平成21～23年度) 基準月額：3,900円				第5期計画(平成24～26年度) 基準月額：4,900円			
所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(円)	所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(円)
1	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.50	月額 1,950 年額 23,400	1	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	月額 2,205 年額 26,460
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	月額 1,950 年額 23,400	2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	月額 2,450 年額 29,400
3	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	月額 2,925 年額 35,100	3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	月額 3,430 年額 41,160
				4	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	月額 3,675 年額 44,100
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	1.00	月額 3,900 年額 46,800	5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.95	月額 4,655 年額 55,860
				6	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	月額 4,900 年額 58,800
5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	月額 4,875 年額 58,500	7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	月額 6,125 年額 73,500
				8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	月額 6,615 年額 79,380
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.50	月額 5,850 年額 70,200	9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	月額 7,350 年額 88,200
				10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.60	月額 7,840 年額 94,080

■ 介護や介護予防に関するサービス・事業

● 要介護の方への介護サービス(介護給付サービス)

施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

在宅サービス

日帰りで利用するサービス

- ・通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護

在宅で利用するサービス

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導
- ・夜間対応型訪問介護

暮らしの環境を整えるサービス

- ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修

短期間施設に泊まって利用するサービス

- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護

在宅に近い暮らしをするためのサービス

- ・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護

その他のサービス

- ・小規模多機能型居宅介護・居宅介護支援



● 要支援の方の介護予防サービス(予防給付サービス)

日帰りで利用するサービス

- ・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防認知症対応型通所介護

在宅で利用するサービス

- ・介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

暮らしの環境を整えるサービス

- ・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・住宅改修

短期間施設に泊まって利用するサービス

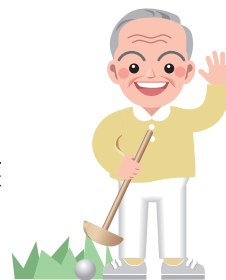
- ・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

在宅に近い暮らしをするためのサービス

- ・介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

その他のサービス

- ・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防支援



● 介護予防事業

二次予防事業

「基本チェックリスト」を実施し、生活機能の低下傾向の方に3ヵ月間重点的に介護予防(運動・口腔・認知症・栄養・閉じこもり)事業を実施します。

一次予防事業

- ・ミニサロン・ミニデイサービス・ふれあい講座・シルバー健康講座
- ・いきいき健康教室・運動機能向上支援事業・口腔機能向上支援事業
- ・生活管理短期宿泊事業・介護ボランティア育成講座 などを実施します。